

令和3年4月14日

保護者の皆様

尾道市立浦崎小学校
校長 小川 咲子

「警報発令等における対応指針」のお知らせ

大雨・洪水・台風等に伴い『警報』が発令された場合の「基本的な対応」が、尾道市教育委員会のもとで、次のように統一されておりますので、お知らせします。

各家庭におかれましても、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道により警報発令の有無や天候状況を確認していただきますようお願いいたします。

基本的な対応

いずれの場合も、各家庭に緊急メール（登録されていない方は電話）にて連絡します。

- (1) 午前6時段階で台風等に伴う『警報』が尾道市を含む地域に発令された場合

臨時休業

※警報→大雨・暴風・洪水・大雪・波浪・高潮
※地域→尾三地域、県南部、広島県全域

- (2) 午前6時以降に『警報』が尾道市を含む地域に発令された場合
(すでに登校した児童への安全確保の徹底、下校体制等の対応をとります。)

- (3) 警報発令はないが、児童登校前に地域的に豪雨になった場合

学校が判断する（例えば、自宅待機、臨時休業等）

- (4) 児童登校後に、台風等に伴う『警報』の発令が予想される場合

学校が判断する（例えば、授業切り上げ、職員引率による一斉下校や保護者によるお迎えのお願い、下校見合わせ等）

※台風の種類等によっては、次の日に及ぶことも予想されます。その場合も、同様に判断していきます。

児童への指導

- (1) 臨時休業中
・外出しない
- (2) 一斉下校及び警報が解除の場合
・増水している河川には近づかない。
・高波の恐れのある海岸には近づかない。
・地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。
・池、切れた電線等に近づかない。

※臨時休業の際は、学校給食は停止します。

※原則として、放課後子ども教室は活動中止になります。